

空き家バンク制度が 利用しやすくなりました。



「でも、空き家の中には家財道具が残っていて、活用できない。」
「でも、長い間使っていないから、人に貸せる状態かわからない。」

そんなお悩みの解決を雲仙市が応援します！！

○市では中古物件(空き家)を活用した定住を促進するため、
「空き家活用促進奨励補助金制度」を創設しました！
空き家オーナー様を応援します。

空き家物件調査補助金

○概要

所有する空き家を空き家バンクに登録して、売買や賃貸等の活用を図る空き家所有者に対し、空き家の状態を確認するための調査費用を助成する。

○補助額

調査費用：定額 7 千円

○補助対象

- ①所有する空き家を空き家バンクへ登録する意思を有する空き家所有者

家財道具等片付け補助金

○概要

中古住宅の売買契約や空き家バンク制度を活用した賃貸借契約が成立した場合、空き家所有者等に対して、家財道具等の搬出、片付けに要する費用を助成する。

○補助額

片付けに要した費用(上限10万円)

○補助対象者

- ①中古住宅の売買契約成立物件の所有者
- ②空き家バンクに登録した中古住宅の賃貸借契約成立物件の所有者

まずは、
ご相談を
お問合せは →

雲仙市 政策企画課

TEL:0957-38-3111 FAX:0957-38-3514

「雲仙市空き家活用促進奨励補助金」 交付までの流れ

○『空き家物件調査補助金』の申請方法

①交付申請

※調査実施前までに申請してください。

【提出書類】

- (1) 空き家物件調査補助金交付申請書
(様式第1号)
 - (2) 空き家物件調査に係る所有権確認承諾書
(様式第2号)
 - (3) 空き家等情報登録制度登録誓約書
(様式第3号)
 - (4) 雲仙市空き家活用促進奨励補助金の交付に係る調査承諾書(様式第4号)
- ※(4)について、市外在住者は、在住する市区町村の市税の未納がない証明書を添付

交付決定

②空き家物件調査実施

※宅地建物取引士証の交付を受けた方(不動産業者等)に調査を依頼してください。
※不動産業者等は雲仙市空き家物件調査補助金チェックシートに基づき、調査を実施します。(様式については、雲仙市政策企画課にお問合せください。)
※調査については、あらかじめ空き家所有者、不動産業者、市において日程調整のうえ、調査を実施します。

③交付請求

【提出書類】

- (1) 補助金交付請求書
- (2) 調査費領収書

補助金の交付

○『家財道具等片付け補助金』の申請方法

①家財道具等片付けに要する費用の見積り

※家財道具片付けに要する費用の見積りを取得してください。

②交付申請

※片付け等実施前までに申請してください。

【提出書類】

- (1) 家財道具等片付け補助金交付申請書
(様式第6号)
 - (2) 片付け等に要する費用の見積書の写し
 - (3) 雲仙市空き家活用促進奨励補助金の交付に係る調査承諾書(様式第4号)
- ※(3)について、市外在住者は、在住する市区町村税の未納がない証明書を添付

交付決定

③実績報告

【提出書類】

- (1) 家財道具等片付け補助金実績報告書
(様式第8号)
- (2) 空き家に関する契約書の写し
- (3) 片付け等の代金の領収書の写し

補助金の確定

④交付請求

【提出書類】

- (1) 補助金交付請求書

補助金の交付